

公布された規則のあらまし

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

1 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金について、東日本大震災により被害を受けた者に対する償還期間等の特例の適用期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 3 条関係）

2 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

林業・木材産業改善資金について、東日本大震災により被害を受けた者に対する償還期間等の特例の適用期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 6 条関係）

3 この規則は、公布の日から施行することとした。